

ご挨拶

厳しい残暑のなかにも、朝夕の風にふと秋の気配を感じる頃となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。9月は各地で防災訓練が行われ、暮らしの備えを見直す機会の多い月でもあります。夏の疲れも出やすい頃です。ご無理のないようお過ごしください。

今月号も、日々の暮らしのヒントと、将来への備えについてお届けします。最後までお読みいただくと幸いです。



9月1日は「防災の日」。食べながら備えていますか？



9月1日は「防災の日」です。地震や大雨で電気や水道が止まると、お店で食品が手に入りにくくなることもあります。特別な非常食をそろえなくても、いつもの食品を少し多めに置いておくことも備えになります。

■ **ローリングストックで無理なく** いつも食べている食品を少し多めに買って置き、古いものから順に食べて、使った分だけ買い足していく方法です。家にいつも一定量がある状態を保てて、期限切れも防ぎやすくなります。

■ **何日分あるか数えてみる** 買い物に行けない日が続いたら、ご家庭の食べものは何日もつでしょうか。ご家族の人数と日数を掛け合わせて数えてみると、思っていたより少ないことに気づくかもしれません。

■ **食べ慣れたものと水を** レトルトご飯や缶詰、乾麺など、普段の食卓に登場するものを選ぶと、いざというときも落ち着いて食べられます。水は飲むだけでなく調理にも使いますので、多めの買い置きが安心です。



日が短くなる季節、夕暮れの道に気をつけて

9月に入ると、日の入りが目に見えて早くなってきます。夕方の薄暗い時間帯は、車から歩いている人や自転車の姿が見えにくくなります。歩いている側は「まだ明るい」と思っている、相手からは思ったほど見えていないことがあります。

歩く側にできる工夫は、まず「気づいてもらうこと」です。夕方以降の外出には明るい色の服や反射材が役立ちます。反射材は靴やかばん、杖など動きのある場所につけると見つけてもらいやすくなります。道を渡るときは、車が止まってくれるとは限らないと考えて、左右をよく確かめましょう。自転車に乗る方は、暗くなりきる前に早めにライトをつけたいものです。

運転する側も同じです。「まだ見えるから」と感じる時間帯こそ、早めのライト点灯で自分の車の存在を知らせることが大切になります。夕暮れどきのわずかな心がけが、事故を防ぐことにつながります。



■ もしものとき、ご家族が困らない「わが家のメモ」

急な入院や思いがけない出来事は、ある日突然やってきます。そんなときにご家族が真っ先に困るのが、「どこに何があるか分からない」ということです。加入している保険、口座のある銀行、かかりつけの病院や飲んでいるお薬、公共料金の引き落とし先。ご本人にとっては当たり前のことでも、ご家族はご存じないという場合が少なくありません。特別な書式は要りません。一枚の紙やノートにまとめておくだけで、いざというときのご家族の負担はぐっと軽くなります。



大切なのは、書きすぎないことです。暗証番号や残高までは書かず、「どこに」「どんなものがあるか」だけで十分です。しまい場所をご家族に伝えておき、年に一度、内容を見直してみてもいいでしょうか。

担当者コラム

もしも働けなくなったら、家計はどうなる？ 就業不能保険と収入保障保険のちがい

病気やケガで入院したときの治療費は、医療保険で備えている方が多いかもしれません。けれども家計を長く揺らすのは、療養の間に収入が減ることではないでしょうか。働けない期間が続いても、住宅ローンや教育費といった毎月の支出は変わりません。名前のよく似た二つの保険を整理してみます。

「就業不能保険」は、ご本人が生きているあいだの備えです。病気やケガで保険会社の定める状態に当てはまり、それが続いたときに、月々の給付金や一時金といった形で受け取れます。働けなくなってもすぐではなく、一定の期間が過ぎてから給付が始まるものもあります。

一方の「収入保障保険」は、万一亡くなったときなどの備えです。その後、契約時に定めた満期まで、遺されたご家族が年金の形で毎月受け取っていく仕組みが基本になります。受け取りが始まる時期が遅いほど受け取る回数は減っていきませんが、最低限受け取れる期間が決まっているものもあります。

就業不能保険は「働けないご本人と家族の生活費」、収入保障保険は「遺されたご家族の生活費」を支えるもの、と大まかに整理できます。ただし両方の性格をあわせ持つ商品もあり、保障の範囲や給付までの期間は会社や商品で大きく異なります。名前が似ていても中身は同じとは限りませんので、お手元の保険証券や約款を確かめてみてはいかがでしょうか。

■ 編集後記

最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。朝晩は過ごしやすくなっても、日中の暑さはまだ残ります。防災の備えや働けないときの保障など、暮らしの足元を見直すきっかけになりましたら幸いです。来月号もどうぞお楽しみに！

税理士法人 T E R A S

〒520-0043

滋賀県大津市中央三丁目4番28号

TEL.077-525-5008

